相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区西ケ原一丁目三一番地、最後の住所埼玉県和光市丸山台二丁目二七番一五号アーバンコート一〇三

被相続人　亡　高橋　一昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一四番一四号ライオンズマンション浦和第二　三〇一

荒木法律事務所

相続財産清算人　弁護士　荒木　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区鳥飼三丁目五六番地、最後の住所東京都葛飾区新小岩四丁目七番七号八千代マンション一四号

被相続人　亡　瀬川　利治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

事務所　東京都港区三田三丁目四番一八号　二葉ビル一〇〇四号室　わかば法律事務所

相続財産清算人　弁護士　面川　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市神明町三丁目三五五番地、最後の住所川崎市麻生区高石四丁目二二番一―二〇六号　被相続人　亡　上石　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

神奈川県川崎市川崎区東田町二―一一大谷加工川崎大通りビル三階　あおい川崎法律事務所

相続財産清算人　弁護士　尾上　博紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市保土ケ谷区上菅田町一五一五番地、最後の住所横浜市泉区上飯田町四六三一番地特別養護老人ホームいずみ芙蓉苑

被相続人　亡　村上美佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

神奈川県川崎市中原区新丸子町九一五番地　二〇ＥＣＳ武蔵小杉ビル七階　田中・石原・佐々木法律事務所

相続財産清算人　弁護士　佐々木好一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市中央三丁目一〇〇番地、最後の住所山梨県甲斐市万才五二〇番地五

被相続人　亡　萩原　克博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル四階たちかぜ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　國澤雄次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県千曲市大字屋代二一三九番地四、最後の住所長野県千曲市大字粟佐一四九三番地の四　被相続人　亡　長瀬みち代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

長野県千曲市大字戸倉一四五三番地

相続財産清算人　司法書士　笠井　恵三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県本巣郡北方町高屋六七番地三一、最後の住所岐阜県本巣郡北方町高屋六七番地の三一　被相続人　亡　棚橋　健司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

事務所岐阜市江川町三三メゾンドモンターニュ二階　くぼた法律事務所

相続財産清算人　弁護士　久保田　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市杉山町字東谷五八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　高畑　悦男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

愛知県豊橋市前田南町一丁目一番地の一　タワーレジデンスＨＡＤＡ二〇五号室

相続財産清算人　弁護士　福井　淳也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多郡南知多町大字篠島字長浜三八番地の三、最後の住所不明　被相続人　亡　天野　麿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

愛知県大府市中央町三丁目六五大島不動産ビル四階　大府法律事務所

相続財産清算人　弁護士　塚本　康統

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市藤白台三丁目五番、最後の住所大阪府吹田市藤白台三丁目五番二―一二〇七号　被相続人　亡　高橋　貞治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

大阪市北区西天満三丁目一三番一八号島根ビルディング五階

相続財産清算人　弁護士　平田　依子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府池田市天神二丁目一一番、最後の住所大阪府池田市天神二丁目一一番二二号　被相続人　亡　杉原　美貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

大阪市中央区備後町二―四―六森田ビル六階

相続財産清算人　弁護士　安部　将規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県須坂市大字井上二八六番地、最後の住所兵庫県神戸市須磨区一ノ谷町二丁目八番六号　国際須磨ヴィラ二〇二号　被相続人　亡　齊藤　秀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

兵庫県神戸市中央区相生町一丁目二番一号　東成ビルディング七階多聞法律事務所西元町オフィス

相続財産清算人　弁護士　中川　勘太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県川西市矢問一丁目三番地五八、最後の住所兵庫県川西市矢問一丁目一六番九号　被相続人　亡　中脇　東生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号Ｃ―3　ビル五階　オーロラ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　坂井希千与